

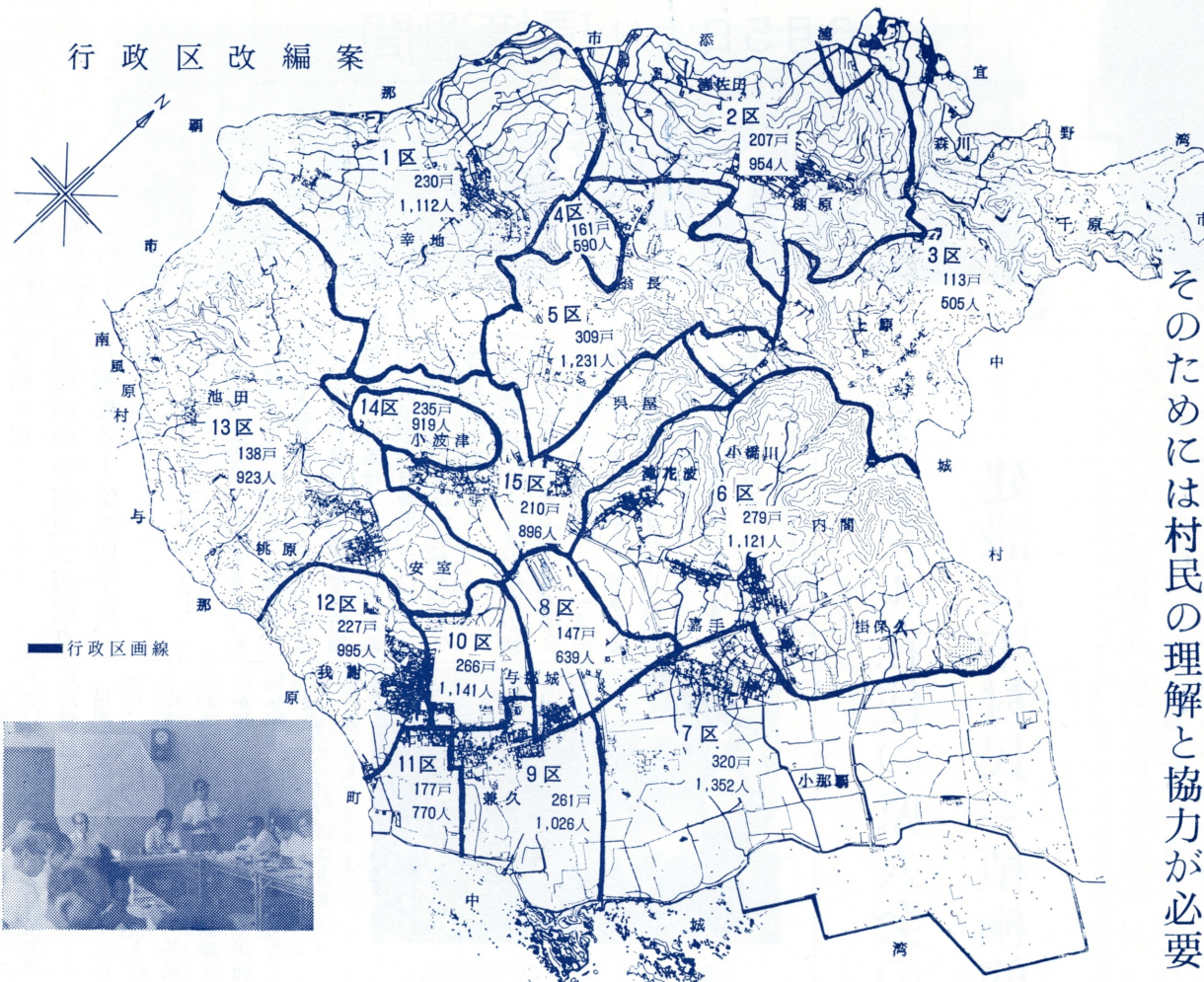
住民サービスの強化を図るため

行政区の改編計画まとまる

行政区を十五区分に改編

―多くの問題の解決に大きな前進―

そのためには村民の理解と協力が必要



発行所
西原村役場
電話(09894)⑤-5011～3
印刷
西原印刷

村の世帯・人口
(昭和52年4月末日現在)
世帯数 3,437
人口 14,828
男 7,567
女 7,061

4月の人口移動
出生 16 死亡 5
転入 175 転出 49
婚姻 18 離婚 0

本村の行政区は二十四―と他の類似町村と比較して十区余も多い状況。しかもその中には不現住部落と称される行政区が三区もあるなど、行政面でのサービスをはじめ、学校教育等においても、多くの矛盾と不合理を露呈し、今日までのその抜本的な対策が叫ばれてきました。

そうした問題をかかえる中で人口の急増は目を見張るものがあり、昨年は、とうとう県内一の増加率を示しました。

過去何度かこの問題について検討を加えてきた村当局では、現状をふまえ、このたびの異なる角度から、村民へのサービスの強化を図るため、行政事務の整理の一環として、行政区画の整理を実施することになりました。

実施は七月一日を目途にしており、案では、現在ある二十四の行政区を十五にする内容となっております。この実施に向けて村では、去る五月二十一日の事務担当者会議で計画案を提示し、今後、多くの村民の御理解と御協力を得るために必要に応じ話し合いを持つ考えです。

行政区整理計画の要綱を次に紹介します。

―その必要性―

近年行政事務及び住民サービスの向上がクローズアップされており、必然的に事務の合理化、能率化が要求されていますが、役場内部の事務処理上、行政区の未整理に伴ない属人的な分類統計、村民への事務連絡の週知徹底等を図る場合に無駄な時間を費している。又旧行政区の名称及び統計が実存しない架空の集団対象という実態は非現実的で不合理である。

他方、村から行政事務を委託された事務担任者の側からは、自己の担当する行政区民が無数の行政区に散在している関係で、同一業務を行うのに多数の事務担任者が一定地域に足をこぶという無駄な労力を注ぎ、又地域に立脚するすべての教育、文化活動が阻害され、行政区画を整理しない限り、行政効果は期待出来ない状況である。

こうした視点から行政区の改編は、まさに急務と言える訳です。

現状から来る問題点を列記すると次の通りです。

①行政事務連絡事項の周知徹底が困難である。

②行政事務連絡の方法に時間的な空費がある。

③各種団体の地域活動が困難である。

④小規模の行政区では、諸税の徴収額では事務担任者の委託料を支払えない。

⑤行政上の諸統計が属地、属人の二重に作成される。

⑥転入者が増加しつつある現状から行政区不明人口が増加する。

⑦学校教育活動の調査統計、その他、児童生徒の校外活動等の指導面にも支障をきたしている。

―行政区の改編計画―

この計画案を作るに際し、村では行政区の歴史の変遷と集落の分布状況等を検討し、更に人口一万二千人～一万五千人の行政規模の町村の実態を調査し比較してみた。結果は類似町村の行政区数の平均九区、一行政区当り世帯数三八六世帯、同人口一、五九三人、集落の分布が六集落となっている。本村は、行政区が二十四区、平均世帯一三八世帯、人口五九八八人、集落の分布十五集落となっている。しかも村の平均規模以下の行政区が十七区もある。

こうした他の類似町村との比較検討の外、本村の地理的、歴史的條件と将来人口の増加等を考え、昭和四十二年に村長から村行政委員会に諮問され、二十四の行政区を十二区に改編すべきとの答申の一部を修正し、別添図面のとおり十五区に区分した方が最も望ましいとの結論に達し、この計画にそって、昭和五十二年七月一日から行政区を十五にして行く計画をまとめました。

実施計画案での区の実態は各区とも次のようになります。

一区：幸地―二三〇世帯、一、一二人。

二区：棚原、徳佐田、上原（の一部）、翁長（の一部）、二〇七世帯、九五四人。

三区：森川、千原、上原、呉屋（の一部）津花波（の一部）一、一三三世帯、五〇五人。

四区：翁長のRBC坂田ハイッ地域、一六一世帯、五九〇人。

五区：翁長（勤住協を含む）、三〇九世帯、一、二三一人。

六区：津花波、小橋川、内間、掛保久、嘉手茹（の一部）二七九世帯、一、一二人。

七区：嘉手茹、小那覇、兼久（の一部）、三三〇世帯、一、三五二人。

八区：与那城（新部落地域）、小波津（の一部）、嘉手茹（の一部）、一四七世帯、六三九人。

九区：兼久、与那城（の一部）、我謝（の一部）、二六一世帯、一、〇二六人。

十区：与那城、我謝（の一部）、兼久（の一部）、二六六世帯、一、一四一人。

十一区：我謝（旧試験場）一七七世帯、七七〇人。

十二区：我謝、二二七世帯、九九五人。

十三区：安室、桃原、池田、一三八世帯、六二三人。

十四区：小波津団地、二三五世帯、九一九人。

十五区：小波津、呉屋、二二〇世帯、八九六人。

これから夏に向けて、私たちの村でも、色々と衛生上気を使うことが多くなります。

快適で住みよい地域環境は、みんなの力で作ることば言うまでもありませんが六月五日から始まる環境週間にちなんで、我が家の清掃から地域の清掃まで、今一度総点検をしてみよう。

もとより快適な環境づくりは一日でできるものではありません。村では村内に緑を多くす運動―植樹祭をはじめ、道路、排水等の整備を行う一方、各々住民のみなさんには清掃の呼びかけとか、チリ収集等の徹底等についての御協力を広報しております。

衛生週間のある六月には、村でも全域の環境衛生面からのチェックを…村民や、村内の企業に呼びかけて例年行っております。各家庭まわり、各々まわり、各企業の衛生状況とか海岸一帯の清掃とか、多くの計画が予定されております。

ローマは一日にてならず、とも言えます。住みよくて西原村はすばらしいなあ、という地域環境を一日と、みんなの協力で作って行きたいものです。

誰れにもできることは日常の生活のチェックです。ごみ、チリは燃えるもの、燃えないものに分類して出していますか？、収集日の前日、



住みよい地域環境をみんなの協力で — 6月5日より環境週間 —

当日ぐらいいにまとめてチリ、ゴミは出していますか？、地域の清掃日呼びかけの日に積極的に参加していますか？、一つ一つの小さな努力の山が、大きな私たちの共有する地域社会、村の富を作り出します。快適な環境は私たちの願いでもあります。また財産ともなります。

なります。

六月五日から始まる環境週間で我が村を一人の住みよい地域にするため環境衛生についてみんなで考えてみましょう。

▲チリ収集日程

月…幸、地、棚原、徳佐田、森川、上原、火…翁長、小波津、安室、桃原、池田、水…我謝、試験場、地、木…兼久、新部落、与那城、金…呉屋、津花波、小橋川、内間、掛保久、小那覇

砂糖キビ

黒穂病の予察及び拔取り作業終了―第三回予察、拔取りは

六月十三日から…

五月九日から十三日にかけてのさとうきび黒穂病の第一回予察、そして五月十六日から二十六日にかけて行われた第二回黒穂病防除抜き取り作業は、延べ五〇〇人の人夫の手で、自動車、三〇余台の黒穂病さとうきびの焼却と大きな成果を納めました。

黒穂病は、さとうきび産業の滅亡に至ると言われる程、猛威をふるうもので、根気よく、一本一本、根こそぎ抜き取り、焼きすてる以外に撲滅の方法はないと言われるヤッカイなもの。

各農家で防除を行う場合は、必ずズニールをかぶせて飛散を防ぎ、その後で、根こそぎ抜き取り

、焼却する―という方法で行って下さい。また発見したら村産業課に連絡してもけっこうです。

村産業課では、来る六月十三日から、第三回目の予察及び抜き取り作業を計画しております。各家におきまして、いっそう防除に心がけ、本村から一日も早く黒穂病を駆逐し、きび作振興を図るうではありませんか。



南西石油グラウンドでの焼却作業

防除作業員の皆さん御苦労さん撲滅まで、あと一歩です。

児童手当―現況届を 六月三〇日まで 行いましょう

児童手当を受けている村民の方へ。現在、現況届が行われています。

これは児童手当を受けているすべての方が、六月一日から三〇日の間に、行わないといけないもの、これを怠ると、支給資格が失われる可能性があります。

内容は、すべての受給者の皆さんの前年の所得状況などを、六月一日の時点をおさえて確認するもので、村厚生課の方で行っています。

まだの方は早目に届出をしましょう。

村文化財保護シリーズ (2)

第二章 村指定有形文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、村内に存する有形文化財(法及び条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、村にとって、重要なものを西原村の指定有形文化財として指定する。

指定有形文化財(以下「村指定有形文化財」という。)に指定することができ、

二、前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合を除く。

三、第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める西原村文化財保護審議会(以下「村文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

四、第一項の規定による指定は、その旨を告示板で告示するとともに当該有形文化財の所有者及び占有者に通知して、その旨を告示板で告示する。

五、第一項による指定は、前項の規定による告示板の告示があった日から一週間を経た日からその効力を生ずる。

六、第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、村指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

第五条 村指定有形文化財が村指定有形文化財として指定されたときは、その旨を告示板で告示するとともに、村指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

五、第二項で準用する前条第四項の規定による村指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに村指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

四、前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示板で告示する。

五、第二項で準用する前条第四項の規定による村指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに村指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

四、前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示板で告示する。

五、第二項で準用する前条第四項の規定による村指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに村指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

四、前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示板で告示する。

五、第二項で準用する前条第四項の規定による村指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに村指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

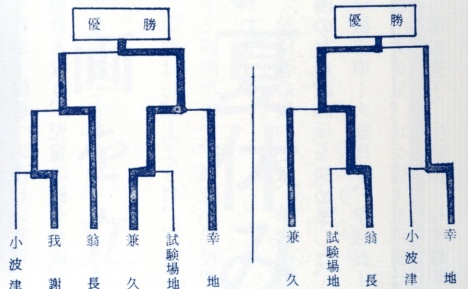
四、前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示板で告示する。

五、第二項で準用する前条第四項の規定による村指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに村指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。



踊り組の津波小字

この研修会は、少年団活動の重要性を認識し、少年団リーダーとして必要な基礎的な知識や技術を修得するとともに、集団宿泊生活を通して、自律、協同、友愛、奉仕等の尊さを体験させ、心身ともに健全な少年を育成することをネライ、とするもので、少年たちには、規則正しい生活、それぞれに



楽しい夕べの集い



役割を与えられた責任ある生活態度、等を通して日頃とちがった共同生活の楽しさ、厳しさを感じているようでした。

「もうすぐ母の日だから、その時うんと休ませてあげるから、がんばって。」私とおねえさんと妹は言った。「お母さんたちも、小さいころ、母の日であつたの」と私がきくと、「あつたよ、でもお母さん『母の日』が一番いやだったよ。だってあのころは、お母さんのいる人は、むねに赤いカーネーションをつけたのよ。お母さ

えのいない人は、白いカーネーションをつけたのよ。お母さんのお母さんは、せんそうで五さいの時なくなつたから白いカーネーションをつけさせられたのよ。そうしたらみんながせろじろ、みるかうちいやでたまらなかつたのよ。」こいつは、お母さんがかわいそうになつた。

「今は、とてもしあわせよ。あのあたちがいてむねに赤いカーネーションを、つけてくれるものね。」とお父さんとしあわせそうに言つた。私は、母の日は必ず赤いカーネーションをプレゼントしようと思つた。

母の日と言うのは今から六十四年前、アメリカで、母親に、感しやを、さきよける日として、五月の第二日よう日にめられたそうである。日本では、せんだからおこなわれたこともお母さんが話してくれたい。「ほら、ほらいもがやけた。」とお父さんが火の中からやさいもとをとりだした。まっくらこそれが、なんとなくきになった。「これが、とてもおいしいんだよ。」とお父さんが皮をむいて食べたのとお父さんまねして食べた。まっくらになったいもが、心配だしたけど、お母さんが「くすりに」なる。」といった。とても、おいしかった。おねえさんも妹も、おししうに食べた。そのうちお母さんが「アハハハ。」とわらい出した。なぜかしらと思ってお父さんと、お母さんんの顔をみると、お母さんがはえておかしかつた。私は、わらつた。おねえさんたちも、みんなおたがいの顔をみてわらつた。私は、その時、お母さん三言、言葉はいくらでもいえるけれど、わたしのお母さんは、世界でただ一人、私たちとひげをはいて、やさいも食べているお母さん、ただ一人なのだと、思つていてほしいと思つた。いつも私たちとけんかしたり、しゅくだいを見てくれるお母さん。私は、そのお母さんが大好きだ。

家庭裁判所における調停手続については家庭の問題についての紛争が生じた場合、当事者だけの話し合いに任せておいては紛争がますます深刻化し、取り返しがつかない事態になることが少なくありません。このような場合に、適当な仲介者が中に入ることによって事態を円満に解決することができれば、それに越したことはありません。このような話し合いを基礎とした公的な仲介による紛争解決制度として家庭裁判所の家事調停制度がありますが、具体的な内容については、いまだに十分な理解が得ら

得られるようあつせんすること

を基本とするものです。したがって、訴訟とは異なり、形式に拘束されない柔軟性のある手続によって処理されるということがとりわけ大きな特色であると言えましよう。

次に家事調停の手続について述べてみますと、まず調停手続は、紛争の当事者が家庭裁判所に調停の申立てをすることによって開始されます。

申立てが受け付けられますと、事件を担当する調停委員会を

は調停期日を決めて当事者を呼

れていないようにも思われます。そこで今回は、家庭裁判所の家事調停の手続について説明してみることしましょう。

もともと家庭内の紛争は、他人同士との争いとは違い、親、兄弟姉妹など肉親同士の争いであるだけに、単なる利害の対立というよりは、むしろ複雑で微妙な感情的な対立関係が基礎になっていることが多いようです。

それだけに訴訟のように法律の定めるところに従って一刀両断的に結論を出し、これを当事者に強制しようとしてみたところで根本的な解決になるものではなく、むしろ当事者の双方が気持ちの上でも十分納得のいく解決を図ることが重要であり、当事者が冷静に話し合いをする場が必要とされることになりま

す。

家事調停は、このような実際上の必要性にこたえて設けられた制度で、調停委員会を構成する家事審判官や広く国民の中から選ばれた家事調停委員が紛争の関係者の主張を聴き、紛争の実態を把握した上で、その当事者が納得し、かつ、社会的に見ても合理的と考えられる解決案を作って、当事者双方の合意が

家庭裁判所 における 調停手続について

員会の目から見て相当と思われる場合が成立しますと、この合意が調停調書に記載されることになります。合意は、調書に記載されると裁判と同一の効力を持つことになり、もしその後において義務者が調停条項を履行しないようであれば、強制執行の手続をとって義務内容を強制的に実現することも可能です。なお、調停委員会がいかに努力しても当事者双方の納得する解決が得られなかった場合には、調停は不成立として終了させることになります。離婚を求めているような場合には、地方裁判所での訴訟によって紛争を解決してもらえばありませんが、乙類事件といわれる財産分与、親権者指定・変更、扶養、遺産分割等の事件は、調停で不成立となっても引き続いて審判の手続にゆだねられることになり、この場合には、調停の申立ての時に審判の申立てがあったものと同じと見なされますから、当事者は改めて審判の申立てをする必要はありません。

以上家庭裁判所における調停手続についてそのあらましを説明してきましたが、最近における家事調停事件は、社会経済情勢の複雑多様化を反映して、ますます複雑困難化の様相を深めております。それだけに、家庭の紛争がこじれて手遅れにならない段階で調停を利用することが家庭の平和を守るために大切なことと申せましょう。

詳しい手続については、家庭裁判所で家事相談を行っており、ますから、最寄りの家庭裁判所に相談されることをお勧めします。

青年教室生募集

村教育委員会では、村内に住む働く青年の仲間が、皆様が気軽に集い、自らの希望と、夢を語り合う機会と場を作るため昭和五十二年度青年教室を開講する予定です。

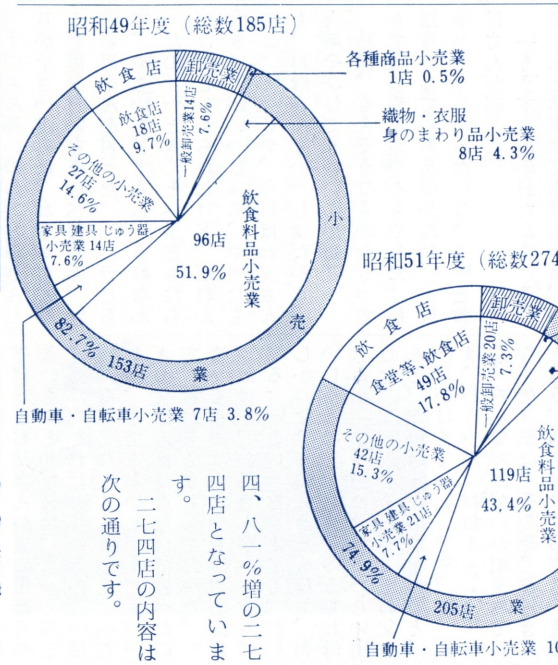


村民に住む青年の皆さんが、青年教室の中で青春時代の喜びを分かちあい、悲しみを励し合うことを通して、共に学び成長して行くことは、考えただけでも素晴らしい。

教室活動のプログラム、日程等は当然、進んで参加をする皆さんの手で作ります。

数字による村の 娯楽統計より

第一回は 昭和五十一年五月一日現在で行われた商業統計調査の結果から、数字による村の姿をシ



昭和五十二年西原小PTA

家庭学級、六月二日からスタート

西原小PTAでは去る五月二十八日午後二時から西原小学校で、昭和五十二年西原小PTA家庭学級の希望者の集いを持ちました。

集いには三〇余人のPTAが参加し、今年度の学級の活動について活発な議論を行い六月四日開校から十二月三日の開校式までの活動内容を決めました。

この家庭学級のネライは次の通りです。めまぐるしく進歩する社会の中に於て、子供を持つ家庭婦人は、常日頃、自分自身の学習の場を忙しき中で忙殺され、学習の機会を見失っているのが現状。そういう中で学習意欲を盛り上げ、興味をもって学習することに

月日	学習課題	学 習 内 容	講 師 予 定
6月4日	開 校 式	式、映 写 会	教 育 委 員 会
18日	家 庭 学 級	基 本 的 生 活 習 慣	仲 城 智 秀
7月2日	〃	明 る い 家 庭 づ くり	城 間 貞 夫
16日	〃	子 供 へ の 読 書 指 導	平 敷 り つ 子
9月3日	〃	子 供 の 心 理	児 童 相 談 所 職 員
17日	郷 土 を 知 ろ う	郷 土 の 心 理	高 江 洲 義 實
10月1日	〃	村 の う つ り 変 り	新 垣 良 康
15日	〃	村 内 見 学	玉 那 覇 三 郎
11月5日	〃	う る ま 焼 実 習	宮 平 正 和
19日	〃	身 じ かな 正 しい 方 言	大 城
12月3日	閉 校 式	式、 反	教 育 委 員 会 学 級 主 事

六月の農業

- 種まきー早出花野菜、夏大根(みの早生系、台湾種系)、二十日大根、夏キャベツ
 - 植付ー葉ちしや、にら、かぼちゃ、いも
 - 手入れー夏植えさとうきびの畑こしらえ
 - 施肥ー春植えさとうきびの追肥、最後の土寄せ
 - 病害虫の防除ーさとうきびの黒穂病の防除、さつま芋のテングス病イモコガの防除
- ### 六月の行事
- 一日：水道週間
 - 二日：農薬危害防止運動月間
 - 三日：気象記念日
 - 四日：歯の衛生週間
 - 五日：環境週間
 - 十日：時の記念日
 - 十九日：父の日
 - 二十日：交通安全の日
 - 二十三日：慰霊の日・沖繩全戦没者慰霊祭
 - 二十八日：貿易記念日

本村の社会教育関係の52年度分行事予定

団体	村	社会教育	社会体育	スポーツ少年団	老人クラブ	体育協会	婦人会	PTA(三校)	三校(小中)
4		各種団体総会 7回 婦人青年支部巡回 3回 定例会月 2回		ミニバスケット (10日) 総会 (10日)	各同好会結成 役員会 台湾観光旅行 (20)		総会 (3) ガン検診 各支部懇談週 3回	総会西小 (23)	入学式西小 (8) 西中 (7) 家庭訪問西小 (18~27) 〃 西中 (19~28) 〃 坂田 (19~28)
5		各団体リーダー研 各学級運営会 家庭学級開設 定例会		リーダー研修 (14~15)	リーダー研修会 () 婦人会交流 ()		リーダー研修 (1) 婦人運動会 (22) 支部懇談週 3回	家庭学級(西小開催) 坂田PTA総会(28) 西中PTA	
6		老人学級開設 2回 家庭学級 2回 社会見学会 2回		バレーボール大会 (12)	ゲートボール講習 (単位) 奉仕作業 () 交流会 (他老人クラブ)	総 会 (8)	主張大会 (19) レク研修 新生活運動	父親参観日西小	
7		婦人学級開設 2回 青年教室開設週 1回 老人学級 2回 家庭学級 2回 定例会 2回	村民バレーボール大会 ()	少年野球 (9~10) 少年団大会 (29~31) 親子懇談会	視察見学 () 青年会交流 ()	各字対抗野球大会	地区主張大会	バサ西小 作業西小 球技大会西小 坂田学年PTA (18)	終業式西小中 (20) 坂田 (20) 水泳教室西中 (18)
8	村民盆踊り (20~21)	PTAリーダー研 各学級 10回 野外活動 1回 定例会 2回		水泳教室 (14) 指導者研修	健康診断 () 講習会 ()	郡夏期体育大会 各字対抗球技	清掃PR巡回 中央主張大会	奉仕作業西小	
9		各学級 10回 定例会 2回	ゲートボール大会 老人婦人 ()		敬老会レク大会 1人暮らし老人慰問 歩こう歩こう運動		社会見学 (18) 老人慰問 (13) 九州大会 (24~25) ガン検診		始業式三校 (1) 夏期作品展西中 (5)
10		各学級 10回 定例会 2回 学級閉級 4回		運動適正テスト(10) 村民運動会協力準備	運動会練習 (各単位)	村民体育大会 郡陸上競技大会		運動会への協力西小	運動会西小 (16) 西中 (2) 坂田 (16)
11	産業まつり (25~27) 運動会 (6)	文化芸能祭 (3) 定例会 2回 青年教室 4回	体力づくり研修会 (18~19)	少年野球 (12~13)	作品展示会 ()		新生活運動 レク研修 婦人研修会		蘭一鉢展示会西小 (30)
12		20才集い 2回 定例会 4回 青年教室 4回	歩こう歩こう大会 (11) 体力づくり大会 (14)	バレーボール大会 (4) 交流会	リーダー研修 ()		料理講習 演芸のつどい	古新聞回収	文化祭西中 (27) 終業式西小中 (24) 坂田 (24)
1		成人式 4回 青年教室 宮古 振興大会 ()	たこあげ大会 () オリエテーリング大会 ()	社会見学 (22) 三村少年野球 ()	ゲートボール大会 観劇会		新年会 理事会	たこあげ大会西小	始業式西小中 (6) 坂田 (6)
2		青年教室閉級 1回			料理講習 ()		婦人大会	球技大会西小 土作り	学習発表西小 (5) 坂田 (17)
3		各団体懇談会		反省会	総会反省 () 老人クラブ大会		反省会	会員晩会式西小	卒業式西小 (24) 中 (23) 坂田 (24)